

在寮期間延長に関する内規

2012（平成24）年7月
公益財団法人同盟育成会

同盟学寮管理規程第13条（在寮期間）但し書きの在寮期間延長は、以下の
ように扱うものとする。

1、「進学等」とは、大学院への進学、短大から4年生への編入及びそれに類
するものとし、次年度に進学を予定している寮生は、同年度の新入寮生募集締
切日までに、同盟育成会に「在寮期間延長願い」を提出しなければならない。

同盟育成会は、延長願いを提出した寮生について、新規入寮申込者と併せて
審査し、妥当と認められれば、延長を許可する。

1、留年は「進学等」には含まれず、留年による在寮期間延長は、原則とし
てこれを認めない。但し、新年度の入寮生募集の結果、欠員が出た場合には、
認めることがある。

また、経過措置として、2013年度については、若干名の留年枠を設ける。留
年による在寮期間延長希望者は、2012年11月末日までに、同盟育成会に「在
寮期間延長願い」を提出しなければならない。

留年枠を超える申請があった場合は、審査のうえ、延長の可否を検討する。

但し、審査で不合格になった者も、2013年度入寮生募集の結果、欠員が出れ
ば延長を認めることがある。

（参考）同盟学寮管理規程第13条

入寮者の在寮期間は、原則として在籍校の最短修了年限終了までとする。ただ
し、進学等、特別の事情がある者に対しては、延長を認めることがある。

以上